

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 4 年 7 月 8 日（諮問第 1 6 1 号）

答申日：令和 5 年 3 月 2 日（答申第 1 6 1 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和 4 年 3 月 1 7 日付けで北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「建築都市局都市計画課職員による令和 4 年 1 月 1 4 日国土交通省への出張復命書（以下「本件復命書」という。）」を対象とする行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同年 3 月 3 1 日付け北九建都計都第 3 1 8 9 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、隠蔽されているので全ての行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 令和 4 年 3 月 1 7 日付けの行政文書開示請求に関する行政文書の原本全ての写しの交付を求める。文書の一部が隠蔽され、原本と異なる写しが交付されている。
- (2) 「復命書」決裁本文中に「※協議内容は別紙協議録のとおり」と記載して、別紙に「協議録」との文書名称を特別に付けている。その「別紙協議録」が開示除外され隠蔽されている。
- (3) 証拠書類として、「復命書」決裁本文を添付提出する。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 3 月 1 7 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求があり、それに対し、同月 3 1 日付けで全部開示決定

を行ったところ、これを不服として同年4月28日付けで本審査請求が提起されたものである。

## 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 争点は、本件対象文書が隠蔽されているか否かであるが、次の理由で、隠蔽はされておらず本件処分は適法かつ正当である。
- (2) 対象行政文書について、処分庁が、令和4年3月31日付け北九建都計都第3189号により、原本全ての写しの交付を行っている。また、審査請求人は、閲覧による確認も行っていることから、同月17日付けで開示を求めている内容について、全て開示しており、隠蔽はない。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月8日 諮問の受付
- ② 令和4年7月28日 審議
- ③ 令和4年9月1日 審議
- ④ 令和4年10月25日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和4年11月29日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑥ 令和5年1月11日 審議
- ⑦ 令和5年2月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件請求文書の全部開示決定である原処分を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

## 2 本件対象文書について

- (1) 処分庁は、前述のとおり、本件請求文書である本件復命書について、その全てを開示していると主張している。

ここで、本件復命書についてみると、表紙には、出張の目的として「区域区分見直しの状況説明ほか」、出張先として「国土交通省」、出張期間として「令和4年1月13日(木)及び14日(金)の1泊2日」と記載され、「用務経過」欄には「※協議内容は別紙協議録のとおり」と記載されていることが確認できる。そして、表紙に続いてA4縦1枚の書類(以下「本件書類」という。)が添付されている。本件書類の記載内容をみると、分量は全体で16行であり、そのうち、訪問先における質疑応答(質問及びこれに対する回答として2件)が9行にわたって記載されている。

処分庁は、復命書表紙記載の「別紙協議録」とは、本件書類を指すものである旨説明した。

- (2) 本件復命書にかかる出張は、上記の復命書表紙の記載等に照らすと、市民の権利に係る市の施策について国と協議を行うことを目的としてなされたものであり、通常の出張と比較しても、その重要性は大きかったものと考えられる。とすれば、出張に際し国(国土交通省)との間でなされた協議の内容の記載に関しても、相応に充実した記載を行うことが要求されると考えられる(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第1条、第4条参照)。そのような観点からみると、本件書類の記載は、行政文書に残すべき協議の記録としては、内容及び分量ともに十分なものであるとは到底言い難い。審査請求人は、「別紙協議録が開示除外され隠蔽されている」と指摘し、国との協議を詳細に記載した文書が(本件書類とは別に)存在するはずである旨主張しているが、当審査会も、審査請求人がそのような考えに至ったこと自体は、無理からぬことであると考えられる。(なお、そのように作成された協議記録文書が情報公開に供されるのは、本市の情報公開条例が定める要件を充足する場合に限られることは無論である。)
- (3) 当審査会は、上記の観点も踏まえ、本件における処分庁及び審査請求人双方の主張並びに処分庁及び審査請求人双方に対する意見聴取の内容を検討したが、処分庁が、国との協議の内容に関する本件復命書上の記載は、本件書類に記載されたもの以外にはないと主張する点について、これを虚偽であると断じ、あるいは、明らかに虚偽であるとの疑いを抱かせるに足る証拠ないし事情を見いだすことはできなかった。
- (4) そうすると、本件において全部開示決定とした処分庁の判断自体に違法又は不当な点があるとは認められず、本審査請求は、結論において理由がないといわざるをえない。

### 3 まとめ

以上のとおり、本審査請求はその理由がないため、前記第 1 のとおり、判断する。

### 4 付帯意見

- (1) 行政事務の執行に当たっては、文書主義の原則から、記録として文書を作成することが、行政の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要である。そして、公文書管理法及び北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号）の趣旨に照らすと、意思形成の過程や事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するための文書を適切に作成することが求められていると考える。
- (2) 特に、本件は区域区分見直しに関係する事案であり、市民の財産権に関わる問題を含んでおり、かつ、市民の関心が高い事案であると思われる。そして、本件復命書は、一般的な出張に係る復命書ではなく、市民の権利に関する市の施策について、国と協議を行った内容等が記されるべきものであり、市民に対して丁寧に説明を行うために記録として残しておく必要があるものとする。

前記の法令の趣旨に照らし、本件における対応が適切であるかどうかということについては、当審査会における審議においても、かなり疑問がある対応ではないかという意見があったことは付言しておく。

#### 北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	熊谷美佐子
委員	中谷淳子
委員	中村智美